

沼津市から参りました加藤益久と申します。

本日は発言の許可をいただきありがとうございます。

私が沼津市の住民として考えたことー約束を守らないことについて
裁判長殿にお話しさせていただきます。

今回の裁判でいう約束というのは

1974年（昭和49年）11月14日に締結した覚書のことです。

1) 覚書の内容、要点について。

この覚書は、当時の沼津市長 井手敏彦市長と外原区自治会会長
および外原区闘争委員会委員長との3者の間で結ばれました。

覚書の要点は2つあり、現在の焼却施設のある3の洞を含む、
1の洞、2の洞、3の洞には、今後焼却炉を建設しない。

そして この覚書は、市長が変わっても守られると明記されて
いるという点です。

2) 覚書締結の背景について

- 焼却施設は、迷惑施設であり、継続して稼働した時には、周辺住民への健康や命に影響を与えるということがあります。
- 元外原区長の鈴木氏の話を紹介します、

覚書にかけた住民の思いがあります。

「1958年（昭和31年）には、し尿処理場。1966年（昭和41年）、二の洞に初代のごみ焼却場。外原区民は、ごみ焼却場、し尿処理場が、稼働している間、ハエや悪臭といった公害に苦しんできました。バスに乗ってこの地域に差し掛かるとおばあさんが臭いから窓を閉めろと言うほどの臭いがありました。そこに突然、三の洞に、2代目に当たる現焼却場建設の話が持ち上がりました。今まで公害に苦しんできた私たちに更に追い打ちをかけるような計画に対し、外原区全員が団結して闘争委員会を立ち上げ、大反対運動が展開されました。当時の沼津市長は、外原区の住民の思いを汲んで、少しでも燃やすごみを減らして住民に寄り添うことを考えたうえで、ごみの分別収集を提案されました。今では全国に広まった沼津方式という画期的な日本で最初のごみ分別収集システムです。こうした市長の働きかけと、市当局との誠実な1年間の話し合いの中で、今回の焼却炉は15年も20年もそう長くは使わないとして、昭和58年には他の場所に移転して、跡地は元の風致地区に戻すから何とか作らせてほしいという誠実な回答書をしたためていただきました。住民は「この市長を信用して、断腸の思いで建設をOKし、回答書をい

ただいた翌日の昭和 49 年 11 月 14 日に覚書を締結した訳です。

住民の方もね、次の建て替えまで何とか我慢する。なんとか。」

「なのにまたなんですか。もう 66 年になるんですよ。」

覚書が締結されてから、撤去の約束が守られず、すでに 48 年も焼却炉が稼働し、し尿処理施設から言うと 66 年も迷惑施設を受け入れて、その公害に苦しんで、健康にまで影響を受けて我慢をさせられている外原の住民の苦しみを考えると、沼津市民として大変申し訳ない思いです。沼津市を信じたばかりに騙され続けて、さらに新たな焼却炉まで押し付ける沼津市の不誠実に、市民として情けないやら、腹立たしい憤りを乗り越えて、もう犯罪行為を犯しているとしたか考えられません。沼津市をまともな市へ生まれ変わると転換期となるよう、ぜひ裁判長のまっとうなお裁きをお願いいたしたいと思っております。覚書には、住民のこのような思いが詰まっています。

裁判という手段を使って沼津市の不正な状況を明らかにし、裁判長のご判断で沼津市民、そして清水町外原区の皆さんが納得した沼津

市政が実現することを望んでいます。

最後に今回の沼津市の約束を破る行為は民法第1条の2すなわち**権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない**。

に違反しているという方がいました。私自身ももっともだと思いましたが、

裁判長の賢明なるお裁きをお願いいたします。